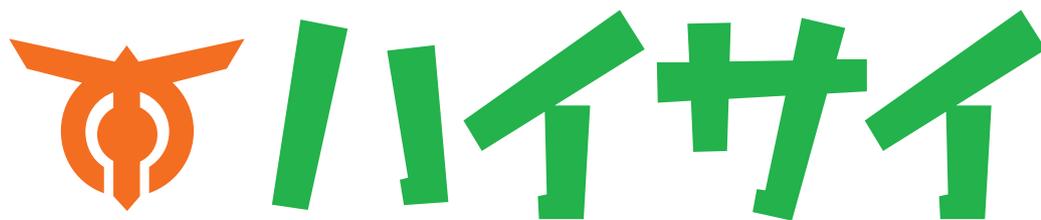


もとぶ議会だより



第123号

令和2年9月1日
発行

コロナに負けない本部町が誇る癒しの風景



主な誌面紹介

令和2年6月定例会

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| ● 臨時会及び定例会審議案件一覧……………2 | ● 一般質問一覧……………7 |
| ● 要請決議……………3-4 | ● 一般質問(4名)……………8-11 |
| ● 繰越明許費事業一覧及び意見書……………5-6 | ● 要請行動及び編集後記……………12 |

令和2年 第4回本部町議会4月臨時会審議案件一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
報告第7号	令和元年度本部町水道事業会計予算繰越報告について	令和2年4月24日	報告
議案第30号	専決処分の承認を求めることについて(本部町税条例等の一部を改正する条例)	令和2年4月24日	承認
議案第31号	専決処分の承認を求めることについて(本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	令和2年4月24日	承認
議案第32号	令和2年度本部町一般会計補正予算について	令和2年4月24日	原案可決

令和2年 第5回本部町議会5月臨時会審議案件一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第33号	工事請負契約の締結について(健堅本部落線道路改良工事〈R2-1〉)	令和2年5月27日	原案可決
議案第34号	工事請負契約の締結について(健堅本部落線道路改良工事〈R2-2〉)	令和2年5月27日	原案可決
議案第35号	特別職の職員で常勤ものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和2年5月27日	原案可決
議案第36号	令和2年度本部町一般会計補正予算について	令和2年5月27日	原案可決
陳情第3号	本町農業関係者への支援について	令和2年5月27日	採択
決議第4号	本部町経済再生に向けた支援体制構築にかかる要請決議	令和2年5月27日	原案可決

令和2年 第6回本部町議会6月定例会審議案件一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
報告第8号	令和元年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	令和2年6月18日	報告
議案第37号	本部町過疎地域自立促進計画の変更について	令和2年6月22日	原案可決
議案第38号	本部町税条例の一部を改正する条例の制定について	令和2年6月22日	原案可決
議案第39号	本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	令和2年6月22日	原案可決
議案第40号	本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	令和2年6月22日	原案可決
議案第41号	本部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和2年6月22日	原案可決
議案第42号	動産の買入れ契約の締結について	令和2年6月22日	原案可決
議案第43号	令和2年度本部町一般会計補正予算について	令和2年6月22日	原案可決
議案第44号	令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について	令和2年6月22日	原案可決
議案第45号	工事請負契約の締結について(伊野波橋橋梁整備工事〈上部工〉)	令和2年6月18日	原案可決
議案第46号	本部町学校給食費徴収条例の一部を改正する条例の制定について	令和2年6月22日	原案可決
意見書第2号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	令和2年6月22日	原案可決

第5回臨時会において原案可決

本部町経済再生に向けた支援体制構築にかかる要請決議

要請決議の内容

本部町経済再生に向けた支援体制構築にかかる要請決議

新型コロナウイルス(COVID-19)感染拡大の影響により、世界的な医療崩壊や経済崩壊が深刻化し、計り知れない危機的状況である。我が国においても4月16日に「緊急事態宣言」が全都道府県に発出されたが、全国的な感染拡大により期間延長を余儀なくされ、国民は事業者の営業自粛等により生活困窮に陥っているなか、5月14日には感染者の減少と早期経済活動の再開に向け、本県を含む39県で解除された。

国においては、国民一人あたり一律10万円の給付や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、各種給付金制度や融資制度等の諸施策を講じ、国民の一時的な生活確保及び経済回復に向け取り組んでいる。

本県においても来県自粛や外出自粛を求める緊急事態措置を5月31日まで延長したが、事業者への休業要請は当初予定を前倒しして、部分的な解除がなされた。しかしながら当面、新型コロナウイルス第2波、第3波と感染拡大への懸念は払拭されず、深刻な経営状況が続くものと予想される。

本町においても、観光産業をはじめとする各産業に大きな影響を及ぼしている。去った4月24日本部町議会第4回臨時会において、国からの特別定額給付金を含む13億9千万余の補正予算が上程され、全会一致で可決した。

本町の農・水・畜産業及び商工観光業の現状は、観光入域客の減少によりホテル及び飲食業での需要減少、また航空機の減便による本土出荷の低迷等により、従事者への損失は膨大となっている。よって今後の、町内の経済回復、児童生徒の学力の維持、交通弱者への対応、医療体制の維持など、多岐にわたる対策と支援は重要かつ喫緊の課題となっている。

新型コロナウイルスの早期収束による平穏な生活を取り戻すことと、町民の生活の向上と安定を図るため、緊急的な支援対策を構築していただくよう次記事項を強く要請する。

記

一 緊急支援について

- ・本町の一次産業を担う農業、水産業、畜産業を担う事業者に「生産活動の支援」「販売促進への支援」として緊急的な支援対策を早急に構築する。
- ・中小企業や小規模事業主、観光関連産業等への各種支援策に関する手続を、早急かつ円滑に行うための取組みを早急に構築する。

一 教育支援について

- ・児童生徒のメンタルケアに関する取組みと、保護者に対する経済的支援及びオンライン授業による学力維持推進を早急に構築する。

一 その他の支援等について

- ・町民への生活支援を早急に構築する。
- ・母子・父子家庭への生活支援を早急に構築する。
- ・交通弱者への生活支援を早急に構築する。

一 医療体制の維持

- ・医療体制の維持と医療従事者の安全確保を図る。

以上

令和2年5月27日

沖縄県本部町議会

宛先：本部町長

令和
2年

第6回6月定例会にて報告

令和元年度本部町一般会計繰越明許費事業一覧

一般会計

(単位：千円)

事業名	金額	繰越要因
社会保障・税番号制度システム整備作業	(596) 596	国の示すデータ標準レイアウトに即した基幹システムの改修等に時間を要したため。事業完了予定：R2年6月末
プール解体工事	(29,442) 29,442	児童クラブの建築発注予定が7月頃の予定であり、現場の安全管理上解体工事後、間を空けず児童クラブの建築工事に入るため。解体工事をR2年5月21日に発注し、7月20日の解体完了予定。
本部農業振興地域整備計画策定業務	(5,236) 5,236	沖縄県との調整並びに、現場確認等に時間を要したため。事業完了予定：R2年12月末
災害に強い高機能型栽培施設導入推進事業	(48,620) 29,172	交付決定が遅れてR1年11月27日となり、必要な工期を確保することができないため。- 事業完了予定：R2年6月末
本部半島・伊江島エリア観光促進事業	(1,967,655) 1,239,361	本事業で整備する新施設は、地域住民の利用だけでなく、本部港に寄港する大型クルーズ船客の受入れ施設としての機能もある。国際クルーズ拠点港に選定された本部港を整備する沖縄県と旅客ターミナルビルを整備するクルーズ船社との覚書締結が遅れているため、本事業の交付決定についても不測の日数を要した。本事業の交付決定は、令和元年12月13日付け。事業完了予定：R3年3月末
健堅本部落線道路改良事業	(77,752) 21,742	用地買収に時間を要したため。 事業完了予定：R3年3月末
瀬底島一周線道路改築事業	(176,053) 157,803	用地買収に時間を要したため。 事業完了予定：R3年3月末
石川謝花線(石川・豊原区間)道路改築事業	(117,698) 87,625	用地買収に時間を要したため。 事業完了予定：R3年3月末
嘉津宇具志堅線道路改築事業	(82,725) 77,252	用地買収に時間を要したため。 事業完了予定：R3年3月末
満名川線道路整備事業	(235,005) 209,854	用地買収に時間を要したため。 事業完了予定：R3年3月末
伊野波本線(伊野波橋)道路改修事業	(157,319) 157,319	交付決定が3月となり、必要な工期を確保できないため。 事業完了予定：R3年3月末
謝花第2団地新築整備事業	(373,516) 217,745	隣地補償物件の交渉において時間を要したため。 事業完了予定：R2年11月末
嘉津宇団地新築整備事業	(42,489) 16,725	用地買収に時間を要したため。 事業完了予定：R2年5月1日
スクールバス購入業務	(7,899) 7,899	車両は受注生産品で納期はメーカー工場の稼動状況に左右される。請負業者からメーカーに正式に納期を確認したところ、請負業者への納車が令和2年4月末の見込みとの回答を得たが、5月中旬となった。また、納車後請負業者にてオプション取り付け作業等がある。 事業完了予定：R2年6月末
上本部小中一貫校校舎等改築事業(小学校費)	(373,108) 235,916	資材搬入路に隣接する解体工事の遅延に伴い、本工事現場への資材搬入に支障が生じた。よって基礎工事の完成
上本部小中一貫校校舎等改築事業(中学校費)	(125,366) 78,160	に不測の日数を要し、工期の見直しを行った。 事業完了予定：R2年6月末
合計	(3,820,479) 2,571,847	—

※上段は()は全体事業費 下段は繰越金額

第6回定例会において原案可決

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

要請決議の内容

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月22日

沖縄県本部町議会

宛先：内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣

令和
2年

6月定例会一般質問

	質問者	質問事項
1	小橋川 健	1. 町内のコロナ対策の成果とこれからの課題 2. 北部基幹病院について
2	喜納 政 樹	1. 新型コロナウイルス関連について 2. 公営施設使用料の減免・免除について
3	仲宗根 須磨子	1. 塩川沖に停泊している土砂運搬船の 及ぼす影響について
4	具志堅 勉	1. 谷茶線(辺名地への登り口)のすべり止め工事及び 防犯灯一時停止ポケットの設置について 2. 中学校3年生と高校3年生の学習支援について 3. 国道449号及び県道84号線の進捗状況の確認について

※議会だよりに掲載されている一般質問の内容は、各議員が会議録に基づいて要約したものを掲載しております。

1. 町内のコロナ対策の成果とこれからの課題

2. 北部基幹病院について



一般質問

小橋川 健 議員

小橋川議員 町内のコロナ対策の成果とこれからの課題について。町内の各種団体、事業所との連携、情報共有はされていたのか。また、各種団体間の連携はなされているのか。

町長 本町では、去る二月十四日に、新型コロナウイルス感染症の県内初の感染者が確認されて以来、二月十七日には県内でもいち早く対策本部を立ち上げております。商工会や観光協会、医療機関などの各種団体と連携し、国や県から発出される新型コロナウイルス感染症の予防対策に関する情報を共有し、町内の各事業所に迅速に情報を伝達してきました。新型コロナウイルス感染症が終息しつつある現在は、国や

県、町の支援事業について、関係機関と連携し、対象者へ周知を行います。事業の申請がスムーズに行えるように努めています。次に、各種団体間の連携につきましても、商工会、観光協会、飲食業組合、建設業者会、農業団体、漁協組合等、町内の十団体を網羅した「強いもどぶ経済づくり幹部会議」を開催し、新型コロナウイルス感染症の情報交換を行う等、各種団体間の連携を図っており、これからも各種団体と継続して連携を図ってまいりたいと考えております。

小橋川議員 新型コロナウイルスの自粛期間を経て、町内の買い物弱者の問題がさらに深刻に浮き彫りになったと考えます。町としてこの問題に対する考えと、これからの対策を問う。

町長 現在、本町の高齢化率は、令和二年五月末時点で、

三十一・二%となっております。小型商店が減少している地区もあることから、交通手段がなく、最寄りの商店までの距離が遠い高齢者にとっては、買い物に困難な状況にあります。本町においても今年度、沖縄県の「小さな拠点づくり支援事業」を活用し、町内の高齢者等を対象に、食料品や日用雑貨等を販売する移動販売車の導入を予定しております。集落内の人が集まりやすい場所に移動販売車を置くことで、買い物環境の充実及びコミュニティの活性化を推進していきたいと考えております。移動販売車の活用にあたっては、定期的に区長等と意見交換会を行い、買い物に不便な地域を中心に巡回すること、町内全域の買い物環境の改善に努めていきたいと考えております。

小橋川議員 新型コロナウイルスの休校期間を経て、町内小中学

校の生徒の心のケアや、子育て世代の悩み等に対するケアは行われているのか。

教育長 休校期間中は生徒や保護者と、学校がつながることを最優先課題にし、電話連絡や家庭訪問、ホームページ、メール、グリスト等を通して、生徒の健康状況の把握と心のケアについて対応することを確認し、実行してきております。学校再開後は近況報告を受けたり、また町長をはじめとした教育委員会のメンバーで、直に町内各学校を訪問し激励と聞き取りを実施したところであり、概ね生徒の状況は良好とのことであり、問題があった場合は、養護教諭やスクールソーシャルワーカー、教育相談員、福祉課の子ども支援員と連携し、引き続き対応していきたいと考えております。

小橋川議員 北部基幹病院の設立に向けた事業の進捗状況と、町と

しての本事業に対するこれからの関わり方を問う。

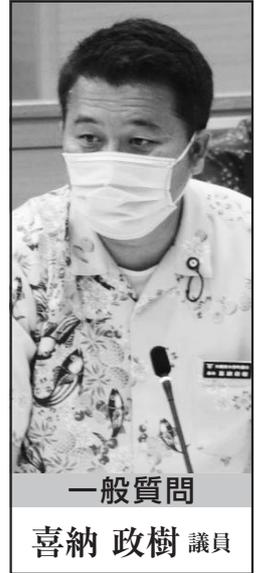
町長 北部地域基幹病院整備につきましても、県から北部十二市町村に対し、「北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書(案)」の指示を受けて以来、複数回にわたり県と北部十二市町村間で意見の交換が行われてきました。その結果、今年の二月四日には北部市町村会で「北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書(再修正案)」に合意する方針が確認されました。

小橋川議員 北部基幹病院設立事業は、老若男女関係なく、等しく北部に住む地域住民全員で考えなければいけない問題です。私を含めた議員団も、早期実現のため、より汗をかいて頑張っていきたいので、当局においても本事業に対するより一層の尽力を強く求めて、私の質問を終わります。

新型コロナウイルス関連

1. 町内の飲食業者関係者への支援について

2. 公営施設使用料の減免・免除について



一般質問

喜納 政樹 議員

喜納議員 本町の

産業別就業業者数の七十二・八％は第三次産業です。町内の総生産から見ても卸小売りが十一・四％、宿泊飲食サービスが九・五％と第三次産業が占めている割合が多いというデータは、ご存じだと思います。そもそも、本町の将来の町づくり像と言うのは、ご承知の通り『太陽と海と緑・観光文化の町』であります。これは昭和五十九年に策定された、第一次の本部町総合計画基本構想から現在の第四次の総合計画基本構想まで引き継がれております。そういった事から考えますと、本町の主要な産業は第三次産業であり、

観光産業であるというのは厳然たる事実でございます。であれば、コロナ感染症の影響を受けた地域経済を考えた時に第三次産業への支援は早急に行うべきだと考えます。

町長 町の中心的産業は第三次産業であり、そこからたらず需要によって経済全体、生活全体が回っているというようなことで、重々認識する中で目下、各種政策を打っております。

喜納議員 町長への提案になりますが、役場職員が先頭になって動くことにより、町民や各種団体も足が動くのではないかと考え、飲食業者経営体力再生事業の効果を最大限にする為に役場職員の皆さんにランチだけでも構いませんので、外食してくれという呼びかけをして頂きたい。約二百六十名ぐらいの職員がおります。決して

強制ではないんですが、しかし今の状況を鑑みた時に、お昼ご飯だけでも週に一回でも二回でもいいので、出来るだけ町内の飲食店どこでもいいですよ。飲食店へ行って食べていただきたい。そういった職員の行動があったこそ、先ほどの再生事業が最大限に生きてくると思うのですが、町長はどうお考えですか。

町長 とってもいい考えだと思っております。そのような形で出来るだけ町の飲食の消費を拡大すると言う事はとても、いい案だと思います。強制はできませんけれども、そういった気持ちで町づくりをやっているという機運、空気感を作っていると思っております。

喜納議員 町内における公共施設の使用料の減免・免除についてと言う事でありました

が、社会体育施設、社会教育施設に關しての施設使用料の減免・免除を行うべきではないかとお伺いしていきたくと思います。いわゆる町営グラウンド、町営体育館、中央公民館、その三つの施設です。なぜ、こういった質問をしたかと申しますと、これまで新型コロナウイルス感染症の影響にて学校も閉校で、もちろんスポーツ大会や学習発表会なども禁止自粛になっておりました。今後、徐々に解禁されていく事にあたり、各種大会、各種発表会が行われていくと考えておりますが、やはり分散開催と言う形になり、これまでは一会場で出来たのに三、四会場になるという問題がでてきます。そういった時に使用料が倍になるわけですよ。それを出来る限り、各施設の減免を行って頂きたい。減免規定もあ

るわけですが、今回、いわゆるコロナウイルス感染症の拡散の問題があった為、分散開催になるわけですので、これまでの減免規定では、まだまだ負担軽減されないかと考えますので、今年もしくは今年度中だけでも教育委員会の中で特例的な減免を考えてもいいんじゃないかと私は思うのですが、それが可能か伺います。

教育長 コロナの影響の場合も、ただ、一会場で出来た大会が分散していくとか、こういった場合には、やっぱりコロナの影響と考えられますから、その影響に關しては、申請書が出てみないと分かりませんから、それを出してもらって教育長が特別な理由がある場合にはある程度の裁量がありますから、そこを活用できるかどうかと言うのは検討してみたいと思います。

るわけですが、今回、いわゆるコロナウイルス感染症の拡散の問題があった為、分散開催になるわけですので、これまでの減免規定では、まだまだ負担軽減されないかと考えますので、今年もしくは今年度中だけでも教育委員会の中で特例的な減免を考えてもいいんじゃないかと私は思うのですが、それが可能か伺います。

教育長 コロナの影響の場合も、ただ、一会場で出来た大会が分散していくとか、こういった場合には、やっぱりコロナの影響と考えられますから、その影響に關しては、申請書が出てみないと分かりませんから、それを出してもらって教育長が特別な理由がある場合にはある程度の裁量がありますから、そこを活用できるかどうかと言うのは検討してみたいと思います。

るわけですが、今回、いわゆるコロナウイルス感染症の拡散の問題があった為、分散開催になるわけですので、これまでの減免規定では、まだまだ負担軽減されないかと考えますので、今年もしくは今年度中だけでも教育委員会の中で特例的な減免を考えてもいいんじゃないかと私は思うのですが、それが可能か伺います。

塩川沖に停泊している土砂運搬船の 及ぼす影響について



一般質問

仲宗根 須磨子 議員

仲宗根議員 停泊している船の錨がサンゴを傷つけ漁礁を荒らしている。漁民の生活にも影響が生じると思われるが、町当局の見解を伺う。

町長 塩川港の沖合四百メートル内には常時十隻前後の運搬船が停泊しているのが見受けられる。船の錨がサンゴを傷つけ漁礁を荒らしているという現状を本部漁協に問い合わせたところ、漁協としてはその事実の確認ができていないとのこと。また漁民への影響については令和二年二月上旬頃、停泊している船が漁船の航行や操業の障害になっているとの相談が漁協にあったということ。その後、塩川港沖に停泊する運搬船などが移動

されたことにより、それ以降の苦情や相談は、現在はないとのこと。町としては今後とも本部漁協及び漁業者との情報共有を図っていきたく考えています。

仲宗根議員 船の錨がサンゴを傷つけ漁礁を荒らしているという現状を本部漁協は確認できていないという事ですが、潜水士やそこで昔から漁をしていた方々の話によると、この海域はブーマー曾根と言われていて、冬場の漁師が大事にしている場所だそう。サンゴ礁が破壊され、魚がいなくなり遊漁船も困っているという事です。そのサンゴは他のサンゴ礁がある場所より水深が深く太陽の光が入らないから成長が遅いそうです。それだけに大事な場所として、昔から漁師たちはそこで魚を捕っていたということ。その事実を確認できていないのならば本部町は調査をする必要があるんじゃないですか。

農林水産課長 作業船の移動後は、苦情や相談などは漁協に寄せられていないということ。まだ我々の認識の中では特段影響が出ていないという考えであります。

仲宗根議員 この沖繩本島の周囲はサンゴ礁が発達しており、海上保安庁が名護から以北、辺戸岬まで二〇一八年度から二〇二〇年度にかけて精密海底地形調査を実施しています。本部半島近海でもサンゴが広く分布しているという調査結果が出ています。このサンゴの分布の範囲というのは、沿岸からリーフの端のほうまで一kmあり、それがその幅です。北北上しているわけです。今朝も近海をみてきました。停泊している船が十二隻でした。そのほとんどが一km以内の海域に停泊しています。そこにサンゴがあれば明らかにそこに停泊している船の錨で海の底が荒らされている

可能性があるという事です。これは一度本腰を入れて調査する必要があります。辺野古への土砂を搬出するために、自分たちの、本部町の海が荒らされているという、そういう事実を把握する上でも国に対して調査を要請することが必要じゃないかと思えます。

農林水産課長 沖繩県の水産課のほうに問い合わせたところ、停泊する場合は投錨については特段規制するものはないということ。写真は、もしくは動画などがあるのでしたら、また漁協とも相談をしながら確認作業も必要だと思います。今のところ大きな影響はないだろうと見ており、調査は今考えていません。

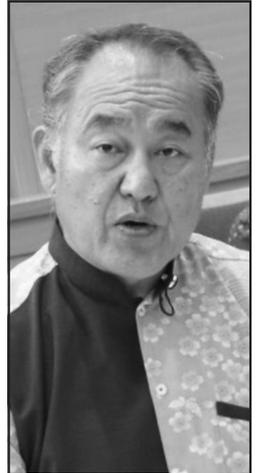
農林水産課長 漁協のほうには先ほど言ったように、現在は苦情がなくなくなったという事もあり改善されているという事で理解しています。ただ環境の部分については、いろんな部署で検討が必要になってくるとは思います。

仲宗根議員 写真がなければ動かないという町の姿勢は消極的だと思います。ないからこそ調査してほしいという町民の思いがあるわけです。本部は観光立町として頑張っている町です。観光資源にもなりうる町の財産を守るためなのに、個人任せのようなやり方は、町の財産も守れないと思います。私の準備不足もありますが、これからさらに調査をして、再度このことについて質問したいと思っています。

1. 谷茶線(辺名地への登り口)のすべり止め工事及び防犯灯一時停止ポケットの設置について

2. 中学校3年生と高校3年生の学習支援について

3. 国道449号及び県道84号線の進捗状況の確認について



一般質問

具志堅 勉 議員

具志堅議員 一、谷茶線の滑り止め工事及び防犯灯と一時停止ポケットの設置について。特に雨降りは危険です。上から下りてくる車の接触事故はまれに起きています。上がる車はスリップして進みにくい状況である。また防犯灯が全くありませんので設置可能か伺います。

町長 本路線は、勾配とカーブがある事から自動車のスリップしやすい状況にあります。滑り止め舗装が必要であるかどうかを検討してまいりたいと考えております。次に防犯灯の設置についてでございます。本町の補助事業であり、まず安心安全な地域づくり事業や心豊かなわが

まちづくり推進事業を活用し、各行政区が必要に応じ防犯灯を設置する事が可能となっております。なお、現地を確認した所、自動車のすれ違いがしにくい箇所はあるものの、ポケットいわゆる待避所

が必要な程の道路幅員が狭い状況ではないものと思われま。本町といたしましては、地域の理解を得ながら、定期的な路肩の草刈りによる道路幅員を確保するよう考えている所であります。



町道谷茶線



具志堅議員 二、中学三年生と高校三年生の学習支援について伺います。

教育長 町内の中学校には学力向上推進教師を配置しておりますので、学校教師を活用しての放課後の補習、又は夏期講座を利用しての学習支援を検討するよう各学校に通知を出し、支援をしている所です。また、塾代等の支援につきましては、本町では個人への塾代を支援する制度は検討されておりませんが、奨学資金の制度をもって現在対応している所です。

具志堅議員 三、国道四四九号及び県道八四号線の進捗状況について伺います。

町長 当初の完成予定年度は国道四四九号が令和二年度、県道八四号線が令和四年度との返答が北部土木事務所よりあります。国道四四九号が遅れている

理由といたしまして、中央分離帯設置について住民の意見を反映させるために時間を要してきたという事で回答がありました。県道八四号線については、遅れている理由は特にないと返答をしております。現在の進捗状況をお尋ねいたしました所、令和元年度ベースで換算すると、国道四四九号が七十七%、県道八四号が七十八%となっておりますとの返答が返ってきております。これはあくまで令和元年度末での事業費ベースでの算出だという事でございます。本件につきましては、本町、本町議会、並びに関係行政区からの要請を継続して行っております。今後とも引き続き沖繩県に対しまして、両路線の早期事業完了を強く要請、要望していきたいとこのように考えている所でございます。

本部町経済再生に向けた支援体制構築にかかる要請

令和2年第5回本部町議会臨時会において可決されました、「本部町経済再生に向けた支援体制構築にかかる要請決議」について、令和2年5月27日、本部町役場にて、新型コロナウイルスの早期収束による平穏な生活を取り戻すことと、町民の生活向上と安定を図るため、緊急的な支援対策を構築していただくよう、本部町議会として行政当局へ要請を行いました。



お知らせ

議会の傍聴希望について、新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえ、体温の測定により 37.5 度以上の発熱がない事、咳、鼻水、強いだるさや息苦しさがない事を確認のうえで、手指の消毒、マスクを着用し傍聴する様、お願いします。

また、今後の感染症流行の動向を注視しながら、慎重に判断し、議会傍聴を制限する場合がございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ひとりひとりの心がけが大切な人の命を守ります

編集後記

残暑厳しき折、町民の皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。体調管理には十分注意され、熱中症対策に万全を期されます様をお願いします。

経済生活あらゆる面で、コロナ禍の中で厳しい現状に置かれている本町ですが、本号にも記載されておりますように、二回の臨時会、一回の定例会におきまして、町民の皆様、本町の企業、事業主様に向けた、様々な支援策が決定しております。

行政、議会、一丸となって、町民の皆様の生活を下支えできます様、諸課題に当たらせて頂き、この議会だよりを通して、これからも町民の皆様にも、少しでも議会活動をわかりやすく伝えられるよう、努力してまいります。

議会広報委員
小橋川 健

もとぶ議会だより

ハイサイ第123号

発行 本部町議会

編集 本部町議会広報

調査特別委員会